

理事長	園長		会計	担当者

第三号第一様式
(第二十七条第四項関係)

法人単位貸借対照表

平成29年3月31日現在

法人名：社会福祉法人 草康園福祉会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	32,141,735	31,501,666	640,069	流動負債	15,658,972	15,972,447	△313,475
現金預金	30,254,390	28,824,912	1,429,478	短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金	5,695,179	6,053,144	△357,965
事業未収金	1,267,200	2,501,800	△1,234,600	その他の未払金	60,555		60,555
未収金	60,555		60,555	役員等短期借入金			
未収補助金	559,590	162,500	397,090	1年以内返済予定設備資金借入金	8,112,000	8,112,000	
未収収益				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定リース債務			
給食用材料				1年以内支払予定長期未払金			
立替金		12,454	△12,454	未払費用			
前払金				預り金		10,208	△10,208
前払費用				職員預り金	1,791,238	1,786,905	4,333
仮払金				前受金			
その他の流動資産				仮受金		8,910	△8,910
徴収不能引当金				賞与引当金			
				その他の流動負債		1,280	△1,280
固定資産	312,329,053	306,266,881	6,062,172	固定負債	10,256,000	18,368,000	△8,112,000
基本財産	254,029,350	259,966,050	△5,936,700	設備資金借入金	10,256,000	18,368,000	△8,112,000
土地				長期運営資金借入金			
建物	253,029,350	258,966,050	△5,936,700	リース債務			
定期預金	1,000,000	1,000,000		役員等長期借入金			
投資有価証券				退職給付引当金			
その他の固定資産	58,299,703	46,300,831	11,998,872	長期未払金			
土地				その他の固定負債			
建物	3,017,939	3,266,809	△248,870	負債の部合計	25,914,972	34,340,447	△8,425,475
構築物	4,220,212	4,041,183	179,029	純 資 産 の 部			
機械及び装置				基本金	9,982,036	9,982,036	
車輛運搬具	376,127	304,816	71,311	基本金	9,982,036	9,982,036	
器具及び備品	9,685,425	6,688,023	2,997,402	国庫補助金等特別積立金	162,266,500	166,109,740	△3,843,240
建設仮勘定				国庫補助金等特別積立金	162,266,500	166,109,740	△3,843,240
有形リース資産				その他の積立金	41,000,000	32,000,000	9,000,000
権利				人件費積立金	10,000,000	10,000,000	
ソフトウェア				修繕積立金			
無形リース資産				備品等購入積立金			
投資有価証券				保育所施設・設備整備積立金	31,000,000	22,000,000	9,000,000
退職給付引当資産				次期繰越活動増減差額	105,307,280	95,336,324	9,970,956
人件費積立資産	10,000,000	10,000,000		(うち当期活動増減差額)	18,970,956	18,173,766	797,190
修繕積立資産							
備品等購入積立資産				純資産の部合計	318,555,816	303,428,100	15,127,716
保育所施設・設備整備積立資産	31,000,000	22,000,000	9,000,000	負債及び純資産の部合計	344,470,788	337,768,547	6,702,241
長期前払費用							
その他の固定資産							
資産の部合計	344,470,788	337,768,547	6,702,241				

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。
 ※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。